本会議の代表質問から

5月19日の本会議では6人の議員が各会派を代表して、市政の各般にわたって市長や関係理事者に質問を行いました。
本号では、その主なものをお伝えします。

（自民党＝自由民主党京都市会議員団、共産党＝日本共産党京都市会議員団
公明党＝公明党京都市会議員団、民主・都＝民主・都みらい京都市会議員団）

市の基本方針

歩きたばこ禁止条例の制定　（自民党）

Q **本市全域でたばこの吸い殻が路上に捨てられ、歩きながらたばこを吸う人もよく見かける。歩きたばこは、子どもの目の位置に来て大事故につながることやぜん息の子どもへの影響を考えると、マナーの問題だけでは済まない。分煙の推進のための喫煙環境に配慮しつつも、次世代を担う子どもたちのためにも、歩きたばこを禁止する条例制定を強く要望する。**

A 歩きたばこは、吸い殻の散乱につながるだけでなく、小さな子どもにとって、やけどの危険等が伴うことから、防止に向けた取組が必要と認識している。
散乱防止は、既に美化推進条例で罰則を設けて禁止し、啓発指導を行っているが、歩きたばこそのものの禁止も、他都市の状況を踏まえ、条例化を早急に検討する。

伏見ルネッサンスプラン※1の策定　（自民党）

Q **横大路地域は、南部クリーンセンターなど市内の環境関連施設が過度に集中し、住民は地域コミュニティへの閉そく感を募らせている現状にある。**
今年度、伏見ルネッサンスプランの策定が予算措置されるなど、本市の横大路地域のまちづくりの取組への住民の期待は大きい。今後の基本目標と進め方はどうか。

A 昨年、環境の視点からまちづくりを進める横大路環境憲章が住民の総意で打ち出されたことを重く受け止め、横大路ルネッサンス・プロジェクト※2を立ち上げた。今後は、区役所や関係局が住民と一体となり、地域の20年、30年後を視野に入れた伏見ルネッサンスプランを策定し、横大路地域、伏見区全体のまちの活性化と魅力の向上を図る。

※1 伏見ルネッサンスプラン　本市の産業活力を支える生産機能などが集積し、今後も多様な機能の集積が見込まれる横大路地域を発信地とし、区全体の活性化につなげるまちづくり計画。
※2 横大路ルネッサンス・プロジェクト　横大路地域のまちづくりにかかわる市の関係セクションが、各々の事業を総合的施策として進めるとともに、地域との協議を行うため、17年9月に発足したもので、伏見区役所と環境局など関係5局で構成している。

区役所出張所の機能改善　（自民党）

Q **神川出張所は、所管区域の人口が3万人に近付いているのに、現在も一般機能しかなく、特に高齢者が対象となる保健や介護業務等はすべて区役所まで行かなければならない。しかし、公共交通の利便性が悪く、高齢者は大変不便な思いをされている。**
地域の実情を考え、業務機能の改善を図るべきと考えるがどうか。

A 出張所は、過去の市町村合併に伴い設置されたものであるが、16年3月の行政区制度検討調査会の報告では、所管区域の状況に応じた出張所機能の整理、見直しの検討が求められている。
これを受け、区政改革推進委員会で人口、アクセスの状況や行財政運営の効率化の観点も含め、出張所の機能や配置を検討し、機能の見直しを具体化していく。

マンションでの地域コミュニティ等の構築　（公明党）

Q **マンションでの住民自治は、地域福祉や防災面でも大切であり、これを推進するために、国勢調査を基に実数を把握のうえ、景観・まちづくりセンター等との連携の下、調査事項を精査して実態を調査し、その結果を施策立案に役立てるべきだ。また、推進に必要な取組を全庁的に考え、計画的に進めるべきだが、どうか。**

A 12年度実態調査※の結果も踏まえ、新たなコミュニティ形成への啓発セミナー等の開催、住民の自主的なまちづくり活動の支援等を行い、マンション住民との交流を掲げた地区計画も都心部で策定された。今後も、住民の主体的取組への支援と共に、改めて実態を調査し、まちづくり、福祉、防災等にその結果を活用したい。

※12年度実態調査　市が12年度に実施した全分譲マンションの管理実態調査

景観・まちづくりセンター
（ひと・まち交流館　京都　内）

まちづくりと環境保全

歩いて楽しいまちなか戦略の推進　（民主・都）

Q **京都の魅力をより高めるには、景観の保全と再生に加え、交通問題の解決が柱となる。そこで、自動車が主役の現在の交通環境を抜本的に改善しようとする歩いて楽しいまちなか戦略は画期的な取組だと考える。**
この戦略で目指すまちの姿はどのようなものか。また、今後これをどう推進していくのか。

A 都心部でゆったり散策等が楽しめ、利便性に優れた公共交通機関が行き交う魅力ある空間の実現のため、戦略に取り組む。
今後、調査結果※1を踏まえ、目指すまちのビジョンと政策について住民等の理解を得るため、協議会※2を立ち上げ、19年度にトランジットモール※3や通過交通抑制等を念頭に交通社会実験を行ったうえで、交通環境の抜本的改善に着手する。

※1 調査結果　18年1月に都心地区で実施した交通実態調査の結果
※2 協議会　地元住民、商業者、関係機関などで組織する「歩いて楽しいまちなか戦略推進協議会」
※3 トランジットモール　中心市街地のメインストリートなどで、一般車両を制限し、道路を歩行者・自転車と公共交通機関に開放することでまちのにぎわいを創出しようとするもの。

市営住宅の入居承継　（共産党）

Q **国土交通省が昨年末に出した通知によれば、市営住宅の入居承継の要件が限定され、住戸の名義人である親と同居して介護してきた人も、親が亡くなれば住む権利が奪われることとなる。**
本市独自の判断で、住民にとって不利益とならない入居要件を定めるべきと考えるが、どうか。

A 従来、本市では、自力で住宅の確保が困難な同居者が希望する場合に、居住の安定を図る観点から、承継を承認してきたが、国土交通省の通知は、入居機会の公平性確保のため、原則として、同居中の配偶者等に限定して入居承継を認めるべきとしている。
今後は、この通知の趣旨と、本市の公営住宅の需給や他都市の状況を勘案し、引き続き入居承継の在り方を検討していく。

有料指定袋制導入と環境意識の向上　（自民党）

Q **家庭ごみの有料指定袋制導入について、200回を超える意見交換会が開かれたが、すべての市民の理解を得たとは言えない。市民一人一人の環境問題への意識の向上が最も重要であり、導入後も引き続き市民に訴えていくべきだ。**
また、手数料収入の活用や不法投棄の未然防止など、付帯決議※に関する今後の取組はどうか。

A 条例可決後、直ちに出前トーク等による周知に精力的に取り組んでいるが、今後、新たに2千回を超える話合いを持つなど、住民の環境意識の向上のため、創意工夫を凝らした取組を行う。
現在、付帯決議を踏まえ、手数料収入の新たな活用策を考えており、また、まち美化事務所の組織体制の強化により、円滑な実施に向け、万全の体制で臨んでいく。

※付帯決議　18年2月市会における家庭ごみの有料指定袋制導入に関する議案の議決に際しての付帯決議（市会だより第37号4面参照）。

有料指定袋制導入に向けての市民への説明　（共産党）

Q **家庭ごみ有料指定袋制導入については、条例の可決後も、市民は納得していない。有料化の10月実施の中止を強く求める。**
また、2月市会で市長から答弁のあった市民との話合いの実施は、有料化前提ではなく意見を聞く機会とすべきだ。また、これは、いつからどのような方法で行うのか。

A 有料指定袋制は、ごみ減量に極めて有効な施策である。
条例の可決後、職員一丸となって、説明会や地域の団体又は住民との対話などに取り組むとともに、制度のお知らせの全戸配布等の周知を行っている。この中で、制度実施への多くの建設的な意見を市民から頂き、制度についての認識が浸透しつつあると実感している。
今後も、10月の円滑な制度実施に向け、万全の措置を講じていく。

有料指定袋（イメージ図）

保健福祉の充実

法施行に係る障害者への負担軽減策の充実　（共産党）

Q **障害者自立支援法※1の施行による負担増のため、障害者が今までと同じサービスを使えなかったり、施設を出て行かざるを得ないなどの影響が出てきている。**
国に対し制度の改善を求めると同時に、福祉を後退させないという市長の公約どおり、本市の責任で更なる負担軽減策を採るとともに、サービスの後退がないか、実態調査を行うべきである。

A 本市では、利用者負担の上限額を国の2分の1以下とすることや総合上限制度※2など、画期的な負担軽減策を創設した。これは、障害者の生活実態や重度・重複障害者に配慮した、京都ならではの政策であり、障害者団体からも高い評価を得ている。
今後も、同法の円滑な施行に向け、全力を挙げて取り組んでいく。

※1 障害者自立支援法　これまで、障害種別ごとに異なる法律に基づき提供されてきた福祉サービス等を一元化するとともに、障害者の福祉サービス利用につき、従来の応能負担制に代えて、原則1割の応益負担制を導入した法律。本年4月から一部施行された。
※2 総合上限制度　障害福祉サービス、自立支援医療、補装具を重複して利用する場合の総合的な月額負担額の上限を定める制度。

障害者自立支援法に係る負担軽減策　（公明党）

Q **障害者自立支援法の施行に伴う福祉サービス等の利用者の定率負担については、本市では4月から全国初の京都方式として、その上限額を国基準の2分の1とする措置や総合上限制度の創設等の軽減策を講じた。**
そこで、10月から施行される障害児の施設利用者負担※についても、是非国と連携し、府市協調して軽減策を創設願いたいが、どうか。

A 障害児の施設利用者負担について、本市では従前から軽減措置を行ってきている。
本年10月からの制度移行に関しては、国の考え方の詳細は未確定であるものの、今後、負担の在り方について、本年4月に創設した京都方式による独自軽減策を念頭に、子育て支援の重要性を十分認識のうえ、府市協調して対応していく。

※障害児の施設利用者負担　障害者自立支援法の施行に伴い、18年10月から、応能負担から原則1割の定率負担に変更される。

介護保険制度利用者の負担軽減等　（共産党）

Q **介護保険制度の改定に伴い、昨年10月から施設入所者に居住費と食費の新たな負担が課せられた。本市は、制度改定後の施設入所者の実態を調査し、経済的負担が原因の退所を防ぐべきだ。**
また、軽度の在宅療養者への特殊寝台等の給付が打ち切られるが、必要な場合は打ち切らず、また、低料金でレンタルできる仕組みを整えるべきだ。

A 食費等の自己負担は、在宅との公平性の観点で実施され、低所得者に配慮して限度額が設けられた。本市では、利用者の77パーセントが軽減措置を受け、収入に応じた負担となっている。
軽度の方への特殊寝台等の貸与は、原則対象外だが、9月までは従来どおり、それ以降も真に必要な方は引き続き利用できる。

放課後子ども育成事業の推進　（民主・都）

Q **学童保育所が未設置の学区が今なお残っており、また、保護者の意識やニーズも多様化する中、放課後の子どもの居場所づくりが求められている。そこで、学校施設を利用した居場所づくりに取り組めば、早期の解決が図られると考える。**
本市では、放課後子ども育成事業推進のため検討委員会を開いたが、どのような検討をされるのか。

児童館での活動風景

A 検討委員会では、全児童を対象とした事業の内容や運営方策を検討し、それを踏まえ、学童クラブ事業計画のない学区のうち地域協力体制等、条件の整ったところから事業に着手していく。
また今後、国の放課後子どもプラン※の制度設計や、部活動、児童館事業等との整合性を踏まえ、京都ならではの事業を検討していく。

※放課後子どもプラン　文部科学省と厚生労働省が、放課後の児童の居場所づくりを進めるために創設する計画。19年度予算概算要求までに具体的な推進体制などが詰められる。

文化の構築と教育の充実

多文化共生社会推進※計画の策定　（公明党）

Q **多文化共生については、国の提言や各都市での取組、外国人住民の増加傾向を見ても、その推進は時代のすう勢である。**
本市は国際化先進都市と言っても過言でないが、従来の取組を更に強化、推進するため、市長を先頭に推進プロジェクトを立ち上げ、多文化共生社会推進計画を策定し、時代に即応した機能と体制強化を図るべきと思うが、どうか。

A 本市の国際化推進大綱の理念の実現のため、様々な取組を行ってきたが、近年、定住外国籍市民が増加し、言葉や習慣の違いによる社会からの孤立など新たな課題が生じている。
今後、この大綱の見直しを行い、多文化共生をより強力に推進する方策や、効果的な推進体制の在り方について、具体的に検討していく。

※多文化共生　国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。

30人学級の実現　（共産党）

Q **国会で審議中の行政改革推進法案は、5年間で一定割合の公務員削減を目的とし、昨年8月に政府が掲げた小学校1年生の35人学級を可能とする教職員定数改善計画を打ち消すものだ。**
市長は、自身の公約である19年度までの30人学級の実現のため、いつまでに、どのような手立てを尽くすのか。

A 本市では、15年度から、毎年約3億4千万円の独自予算を投じ、小学校1、2年生で政令市初の35人学級を導入している。
国の定数改善計画の実施は今後も極めて厳しく、本市財政もひっ迫しているが、30人学級実現については、教育面、財政面の双方から最も効果的かつ効率的な方法を検討中であり、19年度に工夫を凝らした京都方式を導入していく。

小学校での授業風景

埋蔵文化財の出土品の保存と活用　（自民党）

Q **現在、本市の埋蔵文化財の出土品の保存場所は9箇所で、賃借料や警備費に年間約5千200万円もの費用が掛かっており、効率が良くないので、1箇所に保存できる施設を整備し、その活用を図るべきと考える。**
また、出土品が市民に遠い存在であってはならず、出土した学区内の学校での展示の推進など、今後の活用についての見解はどうか。

A 現在、既存施設の収蔵能力に幾分の余裕があるが、今後の発掘調査の動向や出土品量の推計等により、収蔵施設の整備を検討する必要があると考えている。
また、活用については、出土品の小中学校での展示や市民への発掘調査の現地説明会の拡充など、身近に出土品と接する機会をこれまで以上に増やす取組を推進する。

そのほかの主な質問

- ○西陣地区における電線類地中化等　（自民党）
- ○伝統産業における後継者の育成　（共産党）
- ○乳幼児医療費支給制度の拡充　（公明党）
- ○木屋町界わいでの屋外広告物対策　（民主・都）

意見書・決議［要旨］

5月定例会では、意見書5件、決議1件を可決しました（審議結果は4面参照）。意見書については、内閣総理大臣など、関係機関に提出しました。

出資法及び貸金業規制法の改正に関する意見書

出資法の刑事罰の対象となる上限金利は、債務者保護を趣旨とする利息制限法の制限金利を超え、依然、高金利である。
また、貸金業規制法の「みなし弁済」規定は、その要件を満たさない貸金業者の高金利の貸付けと取立てを行う弊害を引き起こしている。
更に、出資法の日賦貸金業者に認める特例金利は、違法、不当な取立ての温床となっており、また、電話担保金融に係る同様の特例金利は、その需要が極めて低い。
国は、19年1月に出資法の上限金利を見直す時期を迎え、次の事項を実現するよう要望する。
1　出資法の上限金利を利息制限法の制限金利まで引き下げること。
2　貸金業規制法の「みなし弁済」規定を廃止すること。
3　出資法の日賦貸金業者及び電話担保金融に関する特例金利を廃止すること。

都市農業振興策の強化を求める意見書

国は、昨年10月に「経営所得安定対策等大綱」を策定し、農政の大転換を行おうとしている。特に、19年度から実施予定の「品目横断的経営安定対策」は、価格から所得への政策転換であり、米、麦、大豆等土地利用型作物に係る大規模農家に対象が限定されている。
本市の農業は、限られた面積の中で都市農業が展開され、本対策の対象はわずかと予想される。また、後継者難や米価の下落に対する対策強化が求められる。
国は、地方の大規模農家対象の施策だけでなく、食育の観点からも、地産地消の推進に大きな役割を持つ、都市農業への支援も充実、強化するよう強く求める。

「がん対策基本法」の早期制定を求める意見書

国は、「がん対策基本法」を早期に制定し、現在、欧米先進国に比べて遅れ、必要とされている、患者の痛みや苦しみを和らげる「緩和ケア」の充実や、治療に極めて有効でニーズも急増している「放射線治療」の専門医やスタッフの早急な育成など、がん患者の立場に立った総合的、一元的な国家戦略としてのがん対策を、大きく推進するよう要望する。

脳脊髄液減少症の研究・治療等の推進を求める意見書

脳脊髄液減少症の認知度はまだ低く、患者数など実態も明らかになっていない。全国的にもこの診断、治療を行う医療機関が少なく、患者、家族等は大変な苦労を強いられている。
国は、現状を踏まえ、次の措置を講じるよう強く要望する。
1　脳脊髄液減少症患者の実態調査の実施と共に、患者、家族への相談及び支援の体制を確立すること。
2　脳脊髄液減少症について更に研究を進め、診断法及び治療法を早期に確立すること。
3　治療法の確立後、ブラッドパッチ療法等の新しい治療法に早期に保険を適用すること。

医療制度改革に対する意見書

国は、新たな医療費適正化対策や高齢者医療制度の実施等について、早急に制度の詳細を明らかにし、必要な措置を講じるとともに、国民健康保険と他の保険制度との負担の公平化を図るため、医療保険制度の一本化などの抜本的改革を実施するよう求める。

2008年主要国首脳会議（サミット）の京都開催に関する決議

サミットという全世界が注目する会議が京都で開催されることにより、世界は日本の象徴たる京都の、豊かな自然に感嘆し、悠久の歴史に感動し、洗練された文化に魅了されるに違いない。このことは、京都の国際的評価をより高めるだけでなく、激動する国際社会で、日本国が世界から尊敬され、確実なる地歩を築くことに大きく寄与するものであると確信する。
政府が、サミットの京都開催を決定されるよう、強く望むものであり、京都市会は、関係機関と連携を図り、市民の賛同と協力を得て、サミットの京都開催に向けて取り組むことを決意する。